

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づく聴聞の実施について … 2
(日本機械工業株式会社)

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第93条の規定による処分について

2. 事業者の氏名

日本機械工業株式会社
代表取締役 北橋 昭彦
東京都八王子市中野上町二丁目31番1号

3. 事業場の名称、所在地、認証番号

日本機械工業株式会社
東京都八王子市中野上町二丁目31番1号
認証番号 第1-2157号

4. 期 日

令和7年2月21日（金）13時30分

5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第81条第1項、同法第91条の3及び同法第99条の2の規定違反

令和7年2月6日

関東運輸局長
藤田 礼子